

4月から町の組織機構が一部変わります

町では、町民サービスの一層の向上や分かりやすい組織機構を目指し、本年4月1日から組織機構等の一部を変更することとなりました。

変更の内容は次のとおりとなります。

(1) 未来開発課(役場本館2階)の廃課

工業団地の拡大や移住・定住、空き家対策、町のデジタル化などを担当していた未来開発課を廃課とし、課内に配置されていた係は他の部署へ再編成されます。

再編成先は次の表のとおりとなります。

| 旧組織名 | 移管先係名 | 移管業務 |
|------------------|-------------------------|---|
| 未来開発課 開発推進係 | 政策課 政策推進係 (役場本館2階) | 土地利用の総合調整に関する業務 ※旧「政策係」から名称を変更。 |
| | 産業振興課 商工観光係 (役場新館1階) | 企業誘致の推進に関する業務 |
| | 都市整備課 都市開発係 (役場本館1階) | 工業団地の総合調整に関する業務 ※旧「都市計画係」から名称を変更。 |
| 未来開発課 移住定住係 | 政策課 政策推進係 (役場本館2階) | 「移住定住促進班」として名称を変更し、政策推進係内に配置します。 ※業務内容の変更はありません。 |
| 未来開発課 情報システム係 | 政策課 デジタル推進係 (役場本館2階) | 名称を変更し、政策課に配置します。 ※業務内容の変更はありません。 |

(2) 新型コロナウイルス感染症対策係(保健センター内)の新設

健康福祉課新型コロナウイルスワクチン接種対策班を、「新型コロナウイルス感染症対策係」として係に昇格し、ワクチン接種および新型コロナウイルス感染症の対策を担当します。

(3) 産業課(役場新館1階)を「産業振興課」へ名称を変更し、一部事務を政策課へ移管

本町の基幹産業である農業や商業、観光の振興等を担当する産業課の名称を「産業振興課」へ変更します。

また、課内の「商工観光係」で行っていた「渡良瀬遊水地関連業務」を「政策課政策推進係」へ移管します。

◎改革を行う組織は次の表とおりです。(変更のある課のみ記載しています)

| | |
|---------|--|
| | |
| 政策推進係 | 町政の総合的企画調整、総合計画、振興計画、庁議、行政改革、土地利用の企画調整、統計、広聴・世論調査、渡良瀬遊水地の保全・利活用、ふるさと納税等に関すること。 |
| 移住定住促進班 | 移住定住、空き家対策等に関すること。 |
| 財政係 | 町財政の企画・連絡調整、予算編成、地方交付税、町債、寄附受入れ等に関すること。 |
| 契約管財係 | 町有財産の管理、財産台帳・備品台帳の整備、入札・契約等に関すること。 |
| デジタル推進係 | 情報政策、情報システムの運用・管理・セキュリティ、番号制度の総合調整等に関すること。 |

未来開発課は廃課となりました。

| | |
|-----------------|---|
| | |
| | 移 |
| | 型 |
| | 型 |
| 新型コロナウイルス感染症対策係 | 新型コロナウイルス感染症対策、ワクチン接種に関すること。 |
| 総合サポートセンター | |
| 総合サポートセンター係 | 健康・福祉・子育て等の総合相談等、総合サポートセンターの管理運営に関すること。 |

| | |
|----------------|---|
| 産業振興課 | |
| 農業振興係 | 農業振興の総合計画、農業統計、農業災害、鳥獣保護、林地の保全、緑化推進等に関すること。 |
| 商工観光係 | 商工業の振興、消費者行政、観光の振興、野木ブランド品の認定、企業誘致の推進等に関すること。 |
| 産業建設部 土地改良係 | 農村整備事業の計画・実施・指導、地籍調査事業等に関すること。 |
| 都市整備課 | |
| 都市開発係 | 都市計画の計画・調整、建築指導確認事務、工業団地の総合調整、開発指導事務、デマンド交通等に関すること。 |
| 建設係 | 道路、土地区画整理、公園整備事業等に関すること。 |
| 施設保全係 | 道路・公園等の管理・補修等に関すること。 |

※太字・網掛けは新設・統合・事務の移管等を行った箇所。

※新しい組織機構の全体図については、6月号でお知らせいたします。

問政策課 ☎(57)4229